

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	日常生活用具レンタル料助成金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成金の返還</p> <p>申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき。</p> <p>(2) 助成の決定の内容、又は栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱に違反したとき。</p>	